

# ○福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領

最終改正 令和7年10月1日

## (目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を推進するために、福島市が発注する土木工事において週休2日確保モデル工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、福島市財務規則（平成15年規則第34号。以下「規則」という。）及び規則第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款（以下「約款」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

### (1) 週休2日

- ①完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上行なったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### (2) 対象期間

「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

### (3) 現場閉所

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### (4) 週休2日の達成判断

- ①完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- ②「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以

下「現場閉所率」という。)が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

③ 「通期の週休2日」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

#### （5）発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

#### （対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、建築関係工事積算基準を適用する工事を除く土木工事のうち、次の各号に該当しない工事とする。

なお、対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議のうえで対象とすることができるものとする。

（1）災害復旧工事等、緊急性のある工事

（2）工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事

#### （実施方法等）

第4条 週休2日に取り組む受注者は、施工計画書に4週8休以上の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。

2 受注者は対象期間中、工事現場に「福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領」の対象工事である旨を明示し、下請負人を含めた工事現場労働者に周知しなければならない。

3 受注者は、工程表で定めた休日においては下請負人を含む工事現場の全労働者を休日または休暇としなければならない。

4 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。

5 受注者は毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工程表を添付し、監督員に提出するものとする。

6 受注者は、下請負人を含めた工事現場労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌及び建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の週休2日達成状況の資料等の工事現場労働者勤務状況が分かる書類を提出し、週休2日の達成状況を報告するものとする。

7 受注者は、本要領の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとす

る。

8 監督員は受注者に対して週休2日の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じないよう適切に指示を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第5条 工事費の補正については、現場閉所率が完全・月単位の週休2日以上の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

(対象工事の記載)

第6条 この要領を適用する工事については、特記仕様書に「福島市土木工事週休2日確保モデル工事実施要領」の対象とする旨を記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、福島市請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年2月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年1月20日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。